

第5次基本構想・前期基本計画（案）

地域説明会

～平成23年度から始まる富士見市の新しいまちづくりプラン～

－ 次 第 －

* あいさつ

1 第5次基本構想（案）について（概要）

- (1) 基本理念
- (2) 将来都市像
- (3) 基本目標
- (4) 将来人口
- (5) 土地利用構想
- (6) 施策の大綱

2 第5次基本構想前期基本計画（案）について（概要）

- (1) 基本目標ごとの主な取組み（第1章～第6章）

3 みなさんのご意見をおきかせください！

意見交換・質疑応答



平成22年9・10月
富士見市

1 第5次基本構想（案）について（概要）

◇基本構想とは？

市のまちづくりの長期的な展望を示し、目指すべき将来像の実現に向け、福祉や教育、基盤整備などの様々な分野に関する目標を定めた、いわば市の設計図であり、市民のみならず全てに関わるものです。

◇これまでの基本構想は？

	第1次基本構想	第2次基本構想	第3次基本構想	第4次基本構想
期間	昭和47年度 ～昭和56年度	昭和57年度 ～平成2年度	平成3年度 ～平成12年度	平成13年度 ～平成22年度
将来都市像	明るい豊かな生活、 文化的な機能を持 った住宅都市の 建設	住宅と産業の 調和した 緑あふれる 文化都市	ふれあいと 生きがいのある 生活都市	一人と自然— ふれあいと 思いやりあふれる 生活環境都市

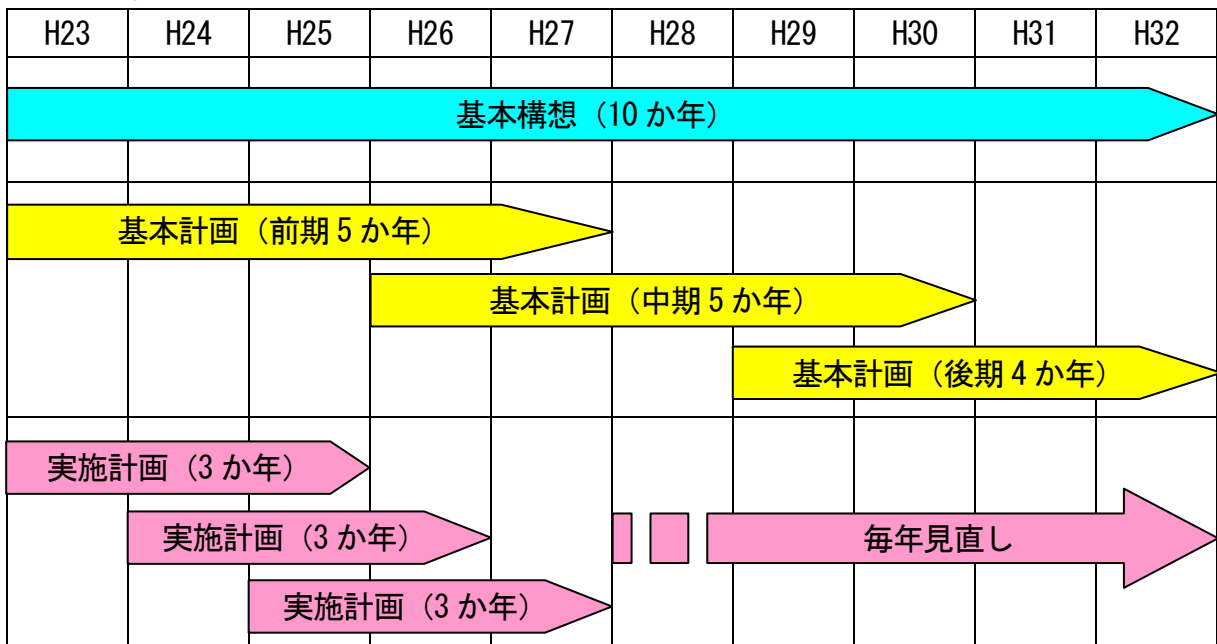
◇計画の構成は？

基本構想 将来都市像や分野別の目標などを定めた10年間の計画

基本計画 基本構想を実現するため、具体的な取組みを体系的に定めた5年間または4年間の計画

実施計画 基本計画で定めた取組みを、財政状況などを踏まえて実施するための3年間の計画（毎年見直します）

《計画の構成と期間》



◇基本構想（案）は市民参加でつくってきました

計画の策定にあたっては、平成 16 年に制定した自治基本条例に基づき、市民とともに考え、ともに創りあげることを目指して進めてきました。

《多くの市民の方と検討してまいりました》

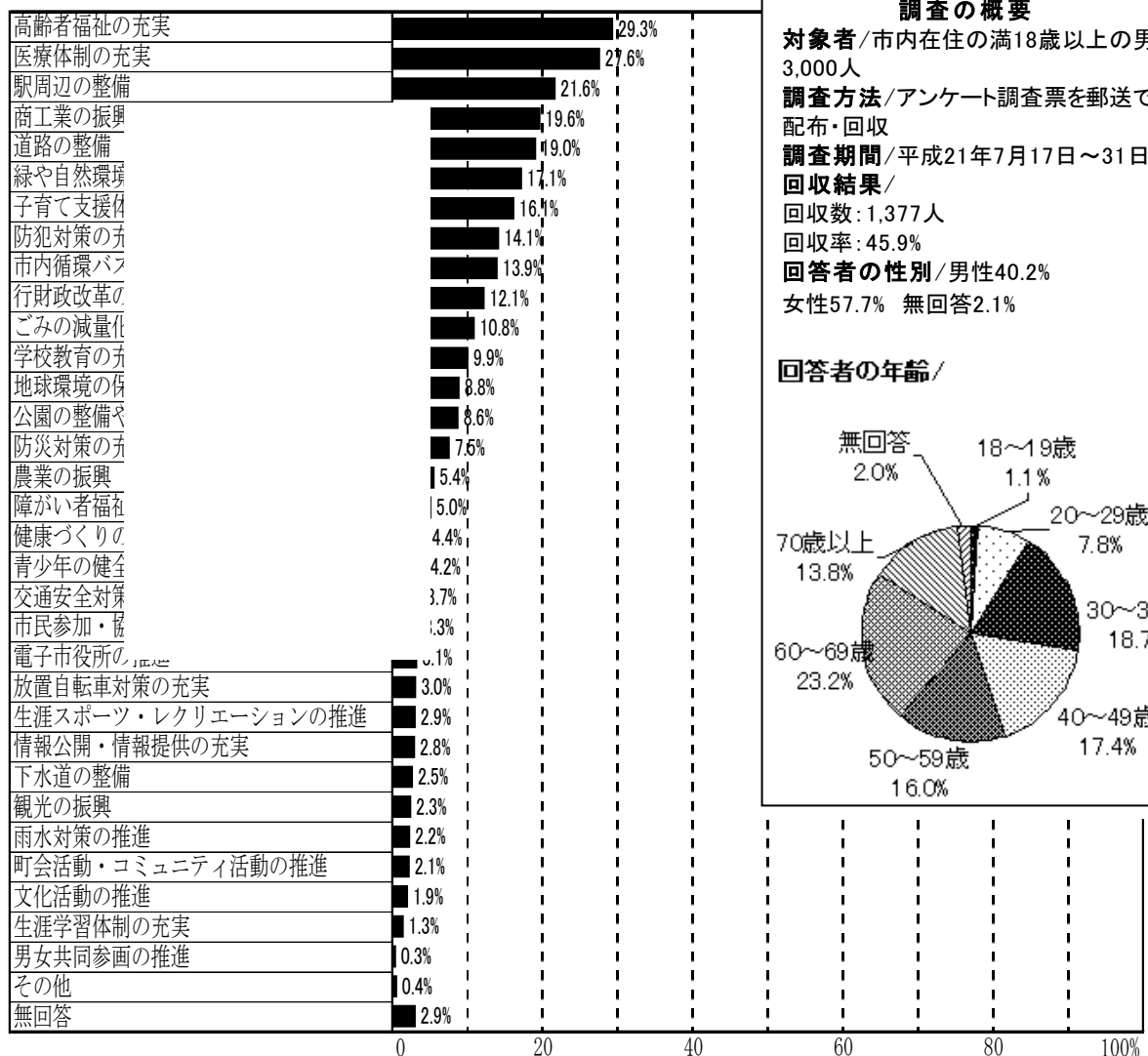
- ・基本構想審議会 有識者など市民 12 人により基本構想を審議（14 回開催）
- ・基本構想策定 公募を含む 40 人の市民が 4 部会にわかれ検討（29 回開催）
ふじみ市民会議

《多くの市民のご意見を伺いました》

- ・地域別懇談会 平成 22 年 2 月に市内 7 会場にて開催（214 人参加）
- ・分野別懇談会 平成 22 年 5 月に 3 分野について開催（105 人参加）
- ・中学生未来会議 若い世代の意見を取り入れるため、市内の中学生 16 人参加のもと平成 22 年 5 月に開催
- ・市民意識調査 平成 21 年 7 月に市民 3,000 人を対象に実施

《市民意識調査結果》

- ・今後のまちづくりにおいて特に力を入れるべき施策



(1) 基本理念 …基本構想を推進するにあたっての心構え

○人間尊重と市民生活優先のまちづくり

私たちは、市民一人ひとりの人権が尊重されるとともに、市民の福祉の向上を目指して、市民誰もが富士見市に住んでよかったと心から実感できる市民生活優先のまちづくりを進めます。

○ともに考え、ともに行動する市民協働のまちづくり

私たちは豊かな自治の実現を目指して、様々な行政課題や身近な地域の課題解決に向けて、市民と行政の相互理解と信頼関係を深め、お互いの知恵と力を出し合う協働によるまちづくりを進めます。

○人と自然が共生するまちづくり

私たちは、水と緑に恵まれた自然環境を次世代に継承していくとともに、地球環境保全のため、環境への負荷が少ない循環型社会の形成を目指し、自然と共生するまちづくりを進めます。

(2) 将来都市像 ……富士見市が目指す将来のまちの姿

ひととまちがキラリとかがやく 市民文化交流都市 ～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～

富士見市は、恵まれた自然環境と先人が培ってきた歴史、文化を礎に、社会情勢の変化に合わせ、福祉や教育、都市基盤整備など市民生活に必要な各種の施策を行うとともに、多様な市民活動に支えられながら発展してきました。

このまちづくりをさらに豊かなものにしていくために、様々な社会経験や見識、価値観を持つ市民（ひと）がまちづくりの主体となり、市民同士や市民と行政がお互いに連携し、支え合うことで、活気や笑顔にあふれ（キラリとかがやく）、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めていこうという思いを込め、将来都市像を「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市」とします。

また、私たちが今必要としているのは、地域の力を活かし、地域のまちづくりを進める仕組みです。市民相互の交流により信頼の絆が結ばれ、人と人とのふれあいの輪（和）を広げることで地域の和を深め、身近な課題などを地域が主役となって取り組み、『住み続けたい、住んでみたいまち』を創っていくことを目指し、「～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」を設定しました。

なお、「キラリ」は、歴史、自然、地場産品、ものづくりの技術など本市を彩る地域資源を活かすことによるまちの個性の輝き、自然環境の特徴である河川（荒川・柳瀬川・新河岸川）の水面の輝き、また、富士見市の象徴的な施設である市民文化会館キラリふじみを表すことで将来都市像における本市の固有性を表現しています。

(3) 基本目標 ……将来都市像の実現に向けて定めた分野ごとの目標

1 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

子どもを安心して生み育て、将来の社会を担う人として健全に育成するため、地域全体で支えながら、総合的な子育て支援体制の確立に努めます。また、子どもたち一人ひとりに、知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育む教育を学校・家庭・地域が一体となって推進します。

2 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、健康に対する意識を高め、生活習慣病予防や介護予防に重点を置いた取組みを推進するとともに、医療供給体制の充実に努めます。また、関係者・関係機関の連携による地域福祉推進体制を構築するとともに、高齢者や障がい者への日常生活支援、社会参加支援、介護サービスの提供などを推進します。

3 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が平等で心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。また、生きがいとうるおいのある生活を実感できるよう、生涯にわたって、学習、スポーツ、文化芸術、歴史に親しめる環境を整備します。さらに、市民一人ひとりの学習・文化活動の成果が協働による元気なまちづくりにつながる仕組みづくりを進めます。

4 にぎわいと活力をつくる人のまち

にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるため、消費者に親しまれる商店街づくりや都市近郊農業の育成などにより、産業の持続的な発展を目指すとともに、新たな産業機能の誘導を図ります。また、豊かな自然、歴史、文化などの地域資源の積極的な活用と連携により魅力を高め、にぎわいと個性あるまちづくりを進めます。

5 安心、安全、快適な地域をつくる人のまち

快適な生活環境を創出するため、水と緑の保全と活用を進め、次世代に継承していくとともに、地域の特性等に応じた計画的な都市基盤整備を進めます。また、地球環境保全のため、市民と行政の協働のもと循環型社会の確立と地球温暖化対策を推進します。さらに、市民や地域、行政の連携による、防災対策や防犯対策の充実に努め、誰もが安心して生活することができるまちづくりを進めます。

6 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

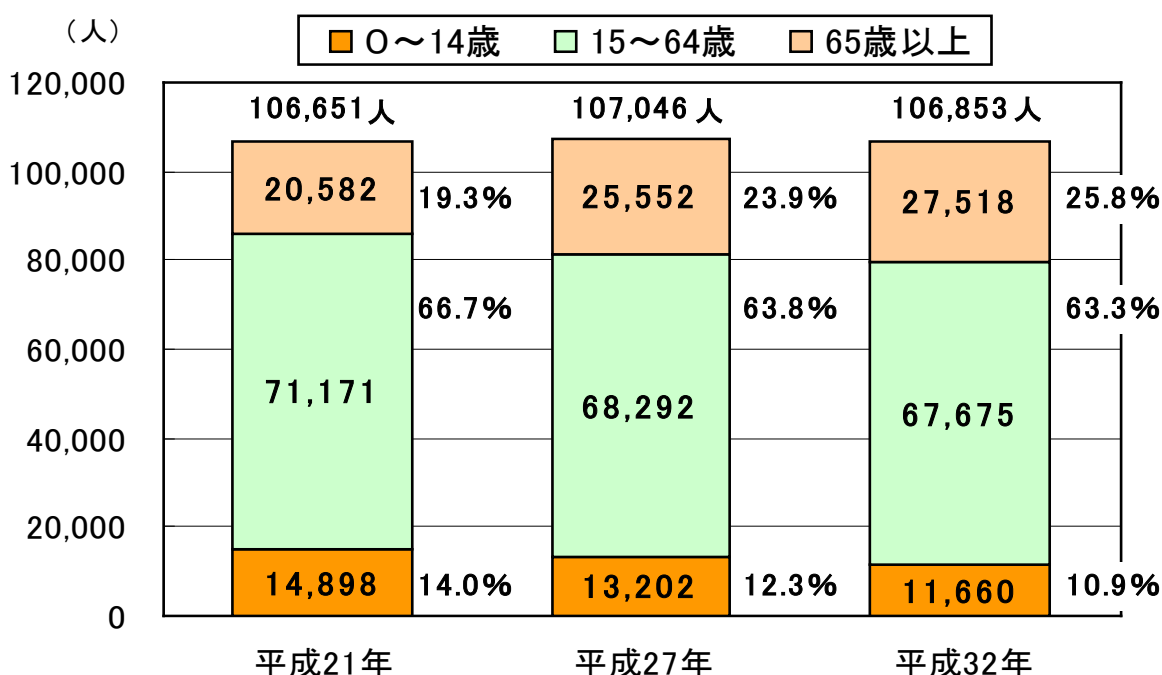
市民と行政がまちづくりのパートナーとして知恵と力を出し合いながら、協働による元気なまちづくりを進めます。また、豊かなコミュニティづくりを促進するため、市民の主体的なまちづくり活動を支援します。

市民生活を支える質の高い行政サービスを持続的に提供できるよう、計画的かつ効率的で開かれた行財政運営を進めます。

(4) 将来人口

平成32年度(2020年)の富士見市の人口は、107,000人と想定します。

年齢区分別推計 <参考>



(5) 土地利用構想 ……土地利用の基本方針

1 安全で快適な暮らしをつくる

本市の地理的・交通的条件、自然環境や市街地の整備状況などを踏まえ、災害に対する安全性や生活利便性の向上など、誰もが生活しやすい土地利用を図ります。

このため、移動の円滑化や防災機能の向上などを図るため、道路整備や公園などの都市基盤整備を地域の実情に応じた手法により進めます。

2 都市の魅力・活力をつくる

魅力とにぎわいを創り出し、まちの活力を高めるため、商業・業務などの都市機能の集積と、良好なまち並みづくりを進めます。

また、国道沿道などにおいて、新たな産業の立地や集積を促進します。

地域活力の維持・創出を図るため、田園環境や農業生産基盤を維持しながら、自然環境と調和した秩序ある計画的な土地利用を進めます。

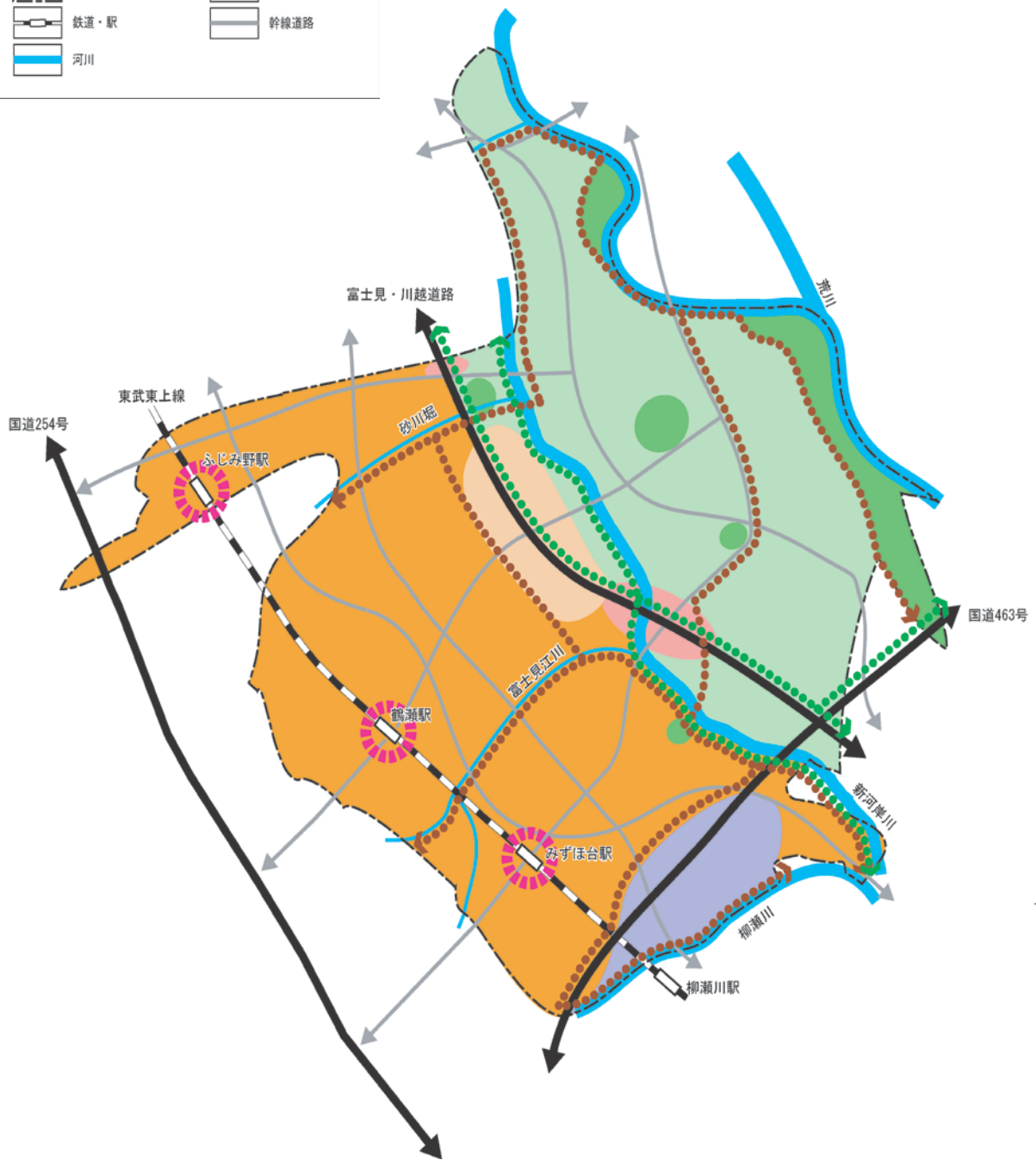
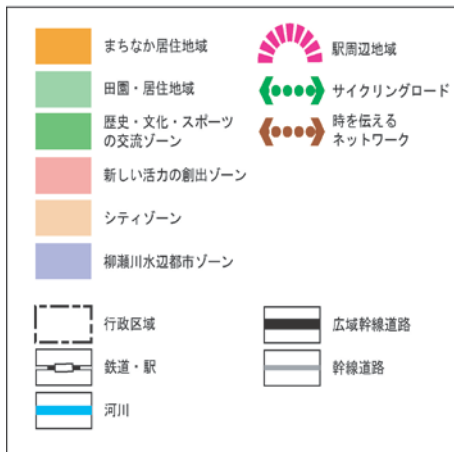
3 自然と共生し、後世へ引き継ぐ

低地部に広がる田園地帯や点在する緑地、湧水などの自然環境は、富士見らしさを醸し出し、生活にやすらぎとうるおいを与えるとともに、地球環境にもやさしい貴重な資源です。

これら、多面的な機能を持続するため、適正な保全と活用に努め、後世に引き継ぎます。

土地利用構想図

凡 例



前期基本計画（案）第5章第1節から抜粋

(6) 施策の大綱 …基本目標を実現するための各施策の取組み方向

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

1 子育て支援の充実

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

2 子どもの教育の充実

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安心安全で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

3 青少年の健全育成支援

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

1 健康づくりの推進

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

2 地域医療体制の充実

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

3 地域福祉の充実

市民一人ひとりがともに支え合う地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

4 高齢者福祉の充実

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいくりの支援を行います。また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

5 障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、共に生き共に支え合うまちを目指します。

6 社会保障の充実

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。

また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

1 人権の尊重

すべての市民の基本的人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組みます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく対等な立場で活動できる男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

2 生涯にわたる学習・教育環境の充実

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

3 市民文化の創造

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が文化芸術にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに、市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

4 スポーツ・レクリエーションの推進

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組みます。

5 文化財の保存と活用

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち

1 農業の振興

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が市内を中心に消費される取組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

2 商工業の振興

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

3 勤労者福祉の充実

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。また、勤労者の福利厚生充実の充実を努めます。

4 地域活性化の推進

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人々が訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。

第5章 安心、安全、快適な地域をつくる人のまち

1 計画的な土地利用の推進

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

2 水と緑の保全と活用

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

3 循環型社会の形成と生活環境の保全

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

4 市街地の整備

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

5 道路・交通環境の整備

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

6 上下水道の整備

安心で安全な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

7 防災・防犯対策の充実

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起きにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

8 消費生活・市民相談の充実

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心して生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

1 市民自治の推進

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

2 計画的な総合行政の推進

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

3 健全な財政運営

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

4 広域行政の推進

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。

2 第5次基本構想前期基本計画（案）について（概要）

（1）基本目標ごとの主な取組み

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち

1 子育て支援の充実

★こども医療費支給事業

中学校3年生までの子どもの入院と通院の医療費を無料化し、子どもの健康維持と保護者の経済的負担の軽減に取り組みます。

★保育所施設整備

待機児童の解消を目指して保育所（園）の整備を進めます。

指標	現状	目標（27年度）
保育所待機児童数	15人	0人

★母子保健事業

妊婦健診などに対する助成を引き続き行います。

★児童虐待の予防と対策

要保護児童対策地域協議会や子育て支援センター、児童相談所との連携などにより児童虐待の予防や発生時の対策を強化します。

2 子どもの教育の充実

★基礎学力の向上

基礎学力定着支援員などの配置により、子どもたちの学力向上に努めます。

指標	現状	目標（27年度）
平均達成率 小学校 読む・書く	90.5%	92.5%
計算	91.2%	93.2%
中学校 読む・書く	87.6%	89.6%
計算	85.8%	87.8%

★学校応援団の充実

家庭、地域との連携を強化し、児童生徒に対する教育力の向上を目指します。

指標	現状	目標（27年度）
学校応援団に関わる支援ボランティア人数	1,700人	2,000人

★教育相談事業

教育上の悩みを持つ児童生徒、その保護者や教職員等の相談に応じるとともに、教育相談に関する調査・研究、教職員への研修、市民への講演等を行います。

指標	現状	目標（27年度）
不登校児童生徒在籍率 小学校	0.49%	0.30%
中学校	3.05%	2.95%

★学校施設整備事業

老朽化した施設設備の計画的な改修を進めます(大規模改修(南畑小、針ヶ谷小、鶴瀬小、関沢小)、トイレ改修(鶴瀬小、関沢小、勝瀬小、水谷東小、水谷小、本郷中、西中、勝瀬中、特別支援学校)、グラウンド改修(諏訪小)、屋上防水改修(特別支援学校、勝瀬中)など)。

指標	現状	目標 (27年度)
校舎トイレ改修済校数(改修対象17校)	—	10校

第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち

1 健康づくりの推進

★食育推進事業

生涯を通じた健全な食生活の実現に向けて食育に関する取組みを計画的に進めます（食育推進計画の策定など）。

指標	現状	目標（27年度）
食生活改善推進員数	62人	80人

★健康診査事業

がん検診の受診率向上を目指し、集団検診から個別検診への変更などについて検討します。

指標	現状	目標（27年度）
がん検診受診率		
胃がん	2.4%	50%
肺がん	38.7%	
大腸がん	33.8%	
子宮がん	15.5%	
乳がん	12.8%	

★感染症等予防対策事業

高齢者の肺炎球菌ワクチン接種の助成を推進します。

10歳代前半の女子を対象に子宮頸がんワクチン接種の助成を推進します。

指標	現状	目標（27年度）
高齢者の肺炎球菌ワクチン接種率	—	75.0%

2 地域福祉の充実

★地域福祉計画推進事業

社会福祉協議会や市民ボランティアとの連携により地域福祉活動を推進します。

★災害時要援護者支援事業

高齢者や障がい者など災害時における要援護者の情報を収集・整備し、平常時より関係者と情報共有し、個別支援計画や支援者用マニュアルを作成します。

指標	現状	目標（27年度）
災害時要援護者登録者数	—	1,700人

3 高齢者福祉の充実

★地域包括支援センター整備事業

高齢者が住みなれた地域で安心した生活ができるよう、身近な地域ごとに地域包括支援センターを設置します。

指標	現状	目標（27年度）
地域包括支援センターの設置	直営1か所、 委託1か所	委託4か所

★地域密着型施設の整備

身近な地域で生活できるよう、小規模多機能型居宅介護やグループホームなどの地域密着型施設を整備します。

★介護予防事業

一般高齢者を対象に、介護予防に関する知識を普及・啓発するとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携しながら、地域で支えあう介護予防活動を進めます。

指標	現状	目標 (27年度)
介護予防自主グループ数と連絡会の数	45 組織	65 組織
自主グループ活動への参加者数	600	950

4 障がい者福祉の充実

★地域生活支援事業

相談や日常生活用具の給付、手話通訳の派遣、外出時の支援、障がい児の一時預かりなどにより日常生活を支えます。

指標	現状	目標 (27年度)
登録手話通訳者数	10	15

★就労支援の充実

就労機会の拡充や安心して働き続けることができるよう障害者就労支援センターの体制を充実します。

★就労訓練事業所の整備

精神障がい者の就労訓練や相談体制を充実するため、就労訓練事業所を整備・支援します。

5 社会保障の充実

★社会的自立の支援

生活保護受給者の自立に向けた就労活動を支援します。

指標	現状	目標 (27年度)
就労者数	—	20人

第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

1 人権の尊重

★男女共同参画推進事業

男女共同参画推進条例に基づく男女共同参画プラン（第3次）により、各施策を推進します。

指標	現状	目標（27年度）
各種審議会等の女性委員比率	33.2%	40%

2 生涯にわたる学習・教育環境の充実

★公民館施設維持管理事業

安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインなどに配慮しながら、各公民館施設・設備の計画的な改修を進め、地域における生涯学習活動を推進します（南畑・水谷・水谷東公民館へのエレベーターの設置、水谷東公民館の多目的ホールの増築）。

指標	現状	目標（27年度）
公民館利用者数（4館分）	203,058人	230,000人

★市民ニーズにあった図書館サービス

市民にとって適切な書籍や資料の充実を図るとともに、電子書籍など新たなサービスについて検討し、地域の情報拠点として利用しやすく役立つ図書館を目指します。

指標	現状	目標（27年度）
図書館利用者数	163,816人	170,000人

3 市民文化の創造

★文化創造事業

文化創造・発信の核となるよう文化振興条例を制定します（文化振興計画の策定）。

4 スポーツ・レクリエーションの推進

★社会体育施設維持管理事業

市民の日常生活におけるスポーツ活動を活発にするため、市民総合体育館、ガーデンビーチ、運動公園などの施設環境を充実します。

指標	現状	目標（27年度）
市民総合体育館利用者数	186,231人	190,000人

5 文化財の保存と活用

★水子貝塚公園・難波田城公園運営事業

資料館や歴史公園を活用し、市民学芸員や資料館友の会などとの連携により郷土学習機会の提供と学習活動の支援に努めます。また、広報やホームページなどにより積極的に情報を発信します。

	指標	現状	目標 (27年度)
水子貝塚資料館	入館者数	38,934人	41,000人
	主催事業参加者数	2,259人	2,400人
難波田城資料館	入館者数	49,686人	53,000人
	主催事業参加者数	4,177人	4,300人

第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち

1 農業の振興

★新しい農業の担い手のコーディネート

新規に就農を希望する人に対して、国や県、各種団体との連携により、就農に必要な情報を提供します。また、利用可能な農地や農業実習の受入れ情報などを提供できるコーディネート体制づくりを進めます。

★地産地消推進事業

推奨農産物の選定やアンテナショップの開設などにより地元農産物のPRに取り組みます。また、地産地消や食糧自給率向上に向けて取り組むとともに、直売所の整備を検討します。

指標	現状	目標 (27年度)
学校給食における地元農産物利用率	36.1%	39.0%

2 商工業の振興

★商工業推進事業

商店街の活性化に向け、各商店街のイベントや一店逸品運動などの取組みを支援します。また、商店街街路灯の電気料や建替えに対する補助を行います。

★^{たく}住み続け宅なる改修費補助事業

市民が市内業者による住宅改修工事を行う場合に補助を行い、市民の居住環境の向上と地域経済の活性化に取り組みます。

指標	現状	目標 (27年度)
年間住宅改修補助件数	—	40件 (25年度)

★産業誘致推進事業

関係機関との連携や企業進出のための条件整備に取り組み、企業や商業施設などを誘致します。

3 地域活性化の推進

★富士見ブランド育成事業

農業や商工業団体と連携し、富士見ブランドを育成します。

★時を伝えるネットワーク事業

自然・歴史資源、季節ごとに咲く花などを「時を伝えるネットワーク」として整備し、新たな地域資源として、PRと活用に努めます。

★サイクルネットワークの活用

富士見江川沿道を整備し、富士見川越道路や新河岸川沿道のサイクリング道路とのネットワーク化に取り組みます。

★富士見のいいところ広め隊

富士見市のあらゆる地域資源のほか、富士見ブランド、時を伝えるネットワーク、キラリふじみの独創的な活動などの情報を、ホームページを始めとする様々な手法により、対外的に発信していく体制をつくります。

また、ロケーションサービスの実施により、富士見市の魅力を市内外に広めます。

指標	現状	目標 (27年度)
ロケ撮影実施件数	—	10回

第5章 安心、安全、快適な地域をつくる人のまち

1 計画的な土地利用の推進

★秩序ある土地利用推進事業

計画的な市街地の形成と自然環境の保全を行うため、各種法令や土地利用構想に基づき、地域ごとの特性に応じた土地利用を推進します。

2 水と緑の保全と活用

★緑地保全の推進

市民緑地や緑の散歩道などの制度や緑地保全基金の活用により、緑地保全に努めます（緑地保全基金の積立て、基金による緑地の取得など）。

★公園整備事業

遊び場やレクリエーションの場など市民の憩いの場として、また、都市防災、景観の観点から公園整備を進めます（つるせ台公園開設、第2運動公園拡張、旧上沢小学校跡地内公園、南むさし野公園）。

指標	現状（22年度）	目標（27年度）
市民一人当たり公園面積	3.56 m ²	3.69 m ²

★いつでも花いっぱい緑いっぱい事業

桜、藤、菖蒲、紫陽花、コスモス、菜の花、レンゲソウなど、季節ごとにきれいな花を楽しめる取組みを行います。また、道路、駅周辺、公園や学校等の公共施設の緑化を進めるほか、住宅の生垣設置に対する支援を行い、緑に囲まれたまちづくりを進めます。

3 循環型社会の形成と生活環境の保全

★美化推進事業

美化推進計画に基づき、市民、事業者、行政の連携による環境美化を進めます（富士見市をきれいにする日の制定、市内クリーン事業の実施など）。

★「減らせ！CO₂」推進事業

中期的な温室効果ガス削減目標を定め、市民・事業者・行政の連携により地球温暖化対策を進めます（壁面緑化、低燃費車導入、防犯灯LED化、太陽光発電システム設置補助金の新設など）。

4 市街地の整備

★鶴瀬駅西口土地区画整理事業

鶴瀬駅西口の駅周辺 22.5ha について、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、快適かつ機能性の高いまちづくりを進めます（事業期間：平成 4～23 年度 事業計画期間の延伸を検討中）。

★鶴瀬駅東口整備事業

鶴瀬駅東口駅前広場を含む都市計画道路鶴瀬駅東通線周辺の 4.9ha について、土地区画整理事業により、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、良好な市街地形成と商業・業務・住宅の調和したまちづくりを進めます（事業期間：平成 12～30 年度）。

※ 鶴瀬駅東通線の暫定開通を平成 24 年度予定。

★住宅市街地総合整備事業（まちづくり用地）

都市再生機構・地域住民・行政との連携により、鶴瀬第2団地建替事業で創出されたまちづくり用地への、生活に密着した商業、医療、福祉施設などの立地誘導に取り組みます。

★水子・諏訪地区整備事業

市街化区域再編入に伴い、地区計画等に基づく基盤整備を進めます。

★シティゾーン整備推進事業

市役所周辺地区を市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、商業・業務機能を有するゾーンとして整備します。

★リブレーヌ都市整備事業

国道463号の沿道に位置し、柳瀬川駅に近接している交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に資する魅力的なまちづくりを進めます。

5 道路・交通環境の整備

★幹線道路整備事業

市内の1、2級幹線道路の拡幅や線形の改良により道路網を整備するとともに、国や県に対して国道や県道との交差点等の改良を要請します。

指標	現状	目標（27年度）
1級幹線道路 改良済み延長	17,487m	18,267m
整備率	70%	74%

★住宅市街地総合整備事業（道路整備）

都市再生機構が行う鶴瀬第2団地建替事業に併せて、鶴瀬西・上沢地区の道路整備を行い、防災機能の向上と生活環境の改善を進めます。

★生活道路整備事業

道路の拡幅整備などにより、安心して移動できる道路空間づくりを進めます。

★歩道整備事業

バリアフリー化に努めながら、歩道と車道の分離などにより地域の特性に考慮した歩行空間を整備します。

★駅前自転車対策事業

駅周辺の自転車の放置を解消し、まちの美観と交通の安全性向上に取り組みます（放置自転車解消に向けた駐輪場整備の検討）。

6 防災・防犯対策の充実

★防災対策事業

自主防災組織の新規結成と活動に対する助成を行います。また、自主防災組織の連携を強化するため、連絡会を立ち上げます。

指標	現状	目標（27年度）
自主防災組織率	41%	100%

★耐震改修促進事業

耐震診断・耐震改修工事に対する助成を行います。

指標	現状	目標（27年度）
住宅耐震化率	81%	90%

第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち

1 市民自治の推進

★地域まちづくり推進事業

地域の身近な問題解決に向けて、地域が主体となって取り組む組織づくりを進めます（地域まちづくり協議会の仕組みづくり及び実施）。

★町会活動支援事業

各地域の実情に応じて、町会活動の活性化を支援します。

★情報共有化の推進

市民と行政における様々な行政情報の共有化を進めます（広報紙、ホームページによる情報提供の充実、地域説明会等の開催、まちづくり講座の充実など）。

指標	現状	目標（27年度）
ホームページアクセス件数	417,269件	500,000件

★議会映像インターネット配信システム事業

インターネットにより議会の内容をいつでも、どこでも見られるようにします。

★タウンミーティング開催事業

市政に対する市民の意見や提案を直接伺い、施策や事業に反映します。

指標	現状	目標（27年度）
タウンミーティング参加者数	—	300人

2 計画的な総合行政の推進

★民間活力の導入の推進

施設の特長や事務事業の内容を踏まえ、最も効果的な民間活力の手法を計画的に導入します。

★窓口サービス改善事業

市民サービスの向上を目指し、窓口サービスの改善を行います（総合窓口の実施、休日開庁の実施、出張所機能の見直し）。

3 健全な財政運営

★財政健全化の推進

中長期的な財政運営の見通しを立てるとともに、財務諸表の分析を行い、健全で透明性の高い財政運営を進めます（健全な財政に関する条例の検討及び制定）。

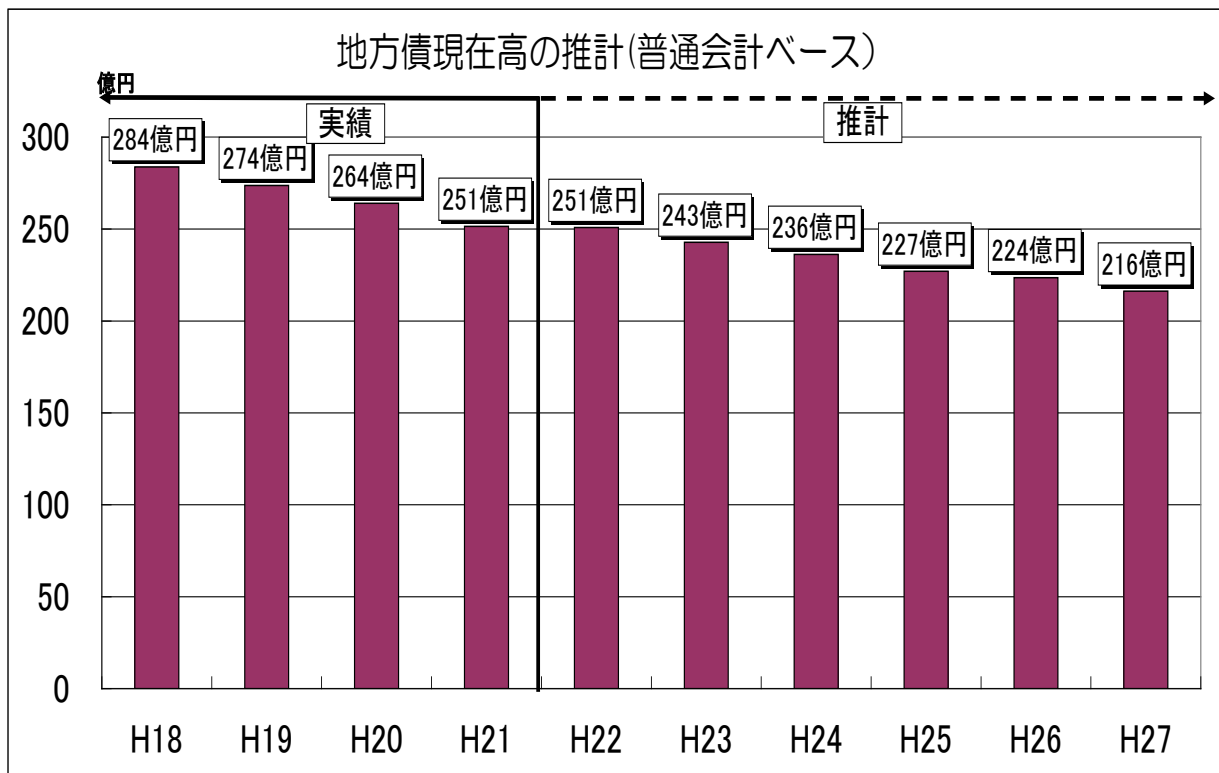
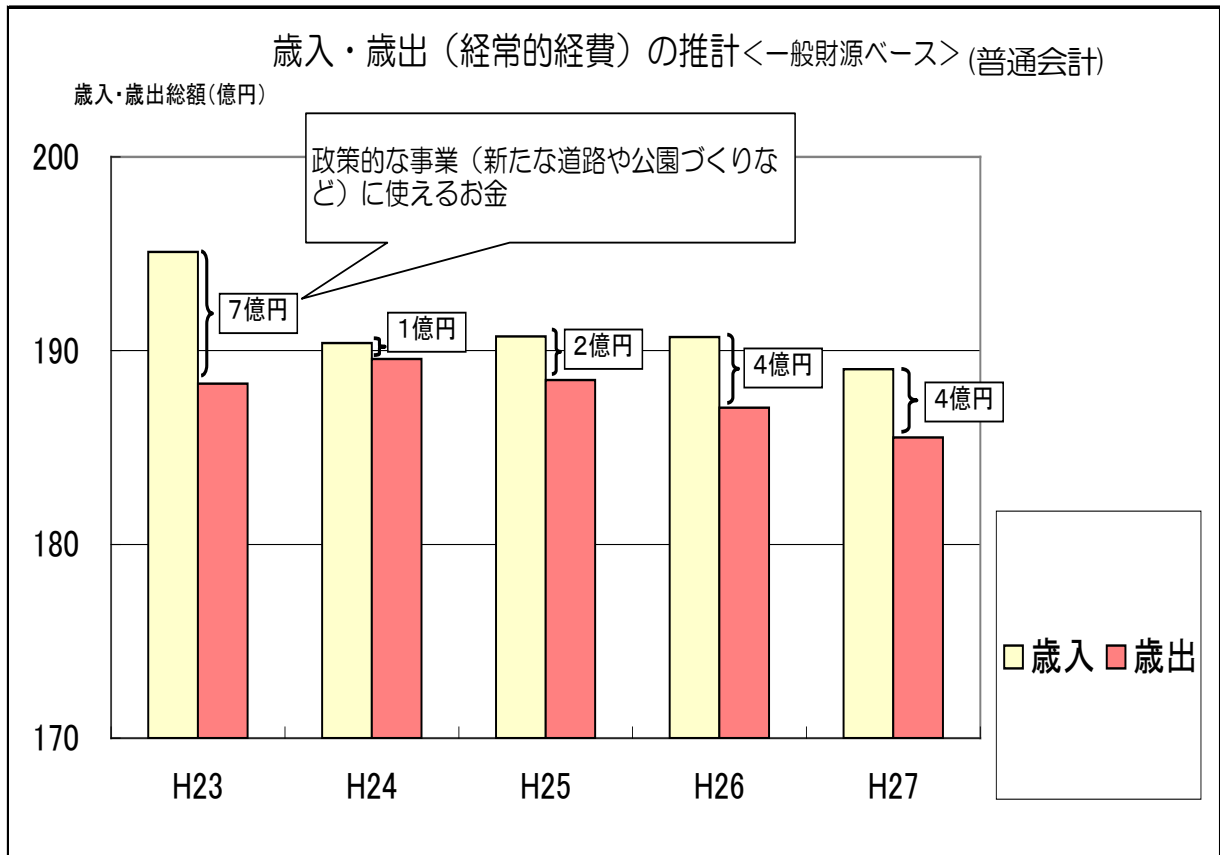
指標	現状	目標（27年度）
経常収支比率	90.5%	90.0%以下
公債費負担比率	15.0%	15.0%未満

★市税等収納推進事業（コンビニ納付等）

納税者の利便性向上を目指し、コンビニエンスストアで納税ができるようにします。

指標	現状	目標（27年度）
市税収納率（現年分）	97.3%	98.0%

財政見通し



※現時点での参考推計

